

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（澤西省司君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。  
これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（澤西省司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は12月2日と同様ですので、御了承ください。

---

◎諸般の報告

- 議長（澤西省司君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
12月2日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議  
会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきま  
した。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 議案第59号 川根本町し尿処理施設条例を廃止する条例  
について

- 議長（澤西省司君） 日程第1、議案第59号、川根本町し尿処理施設条例を廃止する条例に  
ついてを議題とします。  
本件について質疑はありませんか。  
（「質疑なし」の声あり）  
○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第59号、川根本町し尿処理施設条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第60号 川根本町し尿中継施設条例の制定について

○議長（澤西省司君） 日程第2、議案第60号、川根本町し尿中継施設条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、川根本町し尿中継施設条例の制定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第61号 川根本町乳児等通園支援事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（澤西省司君） 日程第3、議案第61号、川根本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、川根本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第62号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第4、議案第62号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



**◎日程第5 議案第63号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○議長（澤西省司君） 日程第5、議案第63号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第64号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第6、議案第64号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第64号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第65号 川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第7、議案第65号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第66号 川根本町資料館条例の一部を改正する条例  
について

○議長(澤西省司君) 日程第8、議案第66号、川根本町資料館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、川根本町資料館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第67号 川根本町火葬場条例の一部を改正する条例

## について

○議長（澤西省司君） 日程第9、議案第67号、川根本町火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） 別表第5条におきまして、使用者が本町の住民と本町の住民でない者に分けられた上で料金設定がされております。具体的には、死体の火葬の場合の使用料が、使用者が本町の住民の場合は3,000円、本町の住民でない者の場合は3万円と定められています。

1つ目の質疑としまして、この別表における本町の住民と本町の住民でない者とは、死亡された方を指すという認識でよろしいか伺うものです。

2つ目としまして、この表で定める本町の住民と判断する場合にどういったケースが当てはまるのか、具体例を交えて教えていただきたいと思えます。

○議長（澤西省司君） 暮らし環境課長、風間一章君。

○暮らし環境課長（風間一章君） まず、1つ目の件ですが、死亡者を指す認識で間違いありません。

2つ目の件ですが、当町の住民が住所地特例制度の対象となる施設に入所している方でございます。例で申しますと、当町民が他市町の特別老人養護ホームへ入所している方でございます。

なお、この内容は川根本町火葬場条例施行規則に明記いたします。

以上です。

○議長（澤西省司君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、川根本町火葬場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第10 議案第68号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（澤西省司君） 日程第10、議案第68号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。これは、林道智者山線災害復旧工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第11 議案第69号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（澤西省司君） 日程第11、議案第69号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。これは、林道千頭嶺線災害復旧工事に係るものです。

本件について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第69号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第70号 令和7年度川根本町一般会計補正予算  
（第4号）

○議長（澤西省司君） 日程第12、議案第70号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第70号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（澤西省司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月18日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時18分